

( 仮訳 )

中華人民共和国漁業部、日本国水産庁、大韓民国海洋漁業省及びチャイニーズ・タイペイ漁業署の、ニホンウナギその他の関連するうなぎ類の保存及び管理に関する共同声明

中華人民共和国漁業部、日本国水産庁、大韓民国海洋漁業省及びチャイニーズ・タイペイ漁業署(以下「当事者」という。)は、

中華人民共和国、日本国、大韓民国及びチャイニーズ・タイペイはいずれもアジア太平洋経済協力(APEC)のエコノミーであることを想起し、

ニホンウナギ(アンギラ・ジャポニカ)のシラスウナギの漁獲が、中長期的に減少していること、及び、その減少は生息地/環境の劣化、海洋学的変化及び過剰漁獲によって引き起こされていると推定されることを認識し、

ニホンウナギは、それが回遊する東アジア地域の沿岸域において共通の資源として利用されてきていること、並びに回遊する性質ゆえにその保存及び管理は地域的な協力が必要であることを認識し、

ニホンウナギのシラスウナギの供給減少は、その他の関連するうなぎ類の東アジア地域における養殖につながり、この現象がそれらの資源に悪影響を与え、可能性のあることを考慮し、

いくつかの当事者が、関係当局との協力の下、シラスウナギの輸出を制限する措置をとっているにもかかわらず、膨大な量のシラスウナギが中華人民共和国、日本国、大韓民国及びチャイニーズ・タイペイの間で引き続き取引されていると思われることを憂慮し、

APEC 海洋・漁業作業部会(OWFG)に定期的に報告されている7回に亘る当事者間の非公式協議の成果を想起し、

当事者は APEC OWFG の枠組みの下で協力する意図を有することに留意し、

以下の共通の見解に達した。

#### 第1 うなぎ類資源の保存及び管理

当事者は、ニホンウナギその他の関連するうなぎ類資源の保存及び管理のための措置に関し、以下の点について協力を行う。

(1) 天然水域から採捕したシラスウナギ及び稚うなぎ(以下この第1にお

いて「うなぎ種苗」という。)の養殖池への池入れ<sup>\*1</sup>を制限する活動

- (a) ニホンウナギについて、2014-2015年池入れシーズン(2014年11月1日~2015年10月31日)のうなぎ種苗の池入れ量は、2013-2014年池入れシーズン(2013年11月1日~2014年10月31日)の池入れ量の80%を超えないものとする。2015-2016年池入れシーズン(2015年11月1日~2016年10月31日)及びその後は、シラスウナギの採捕量その他の要因を考慮しつつ決定される。
  - (b) その他の関連するうなぎ類について、各当事者はうなぎ種苗の池入れ量を最近の水準(過去三年間)よりも増やさないようにするための全ての可能な措置をとる。
- (2) うなぎ種苗の池入れ量及びうなぎ養殖生産のモニタリング
- (a) 各当事者は、種ごとにうなぎ種苗の年間の池入れ量及び国内養殖生産量のモニタリングを行う。当該当事者は、その統計を他の当事者に報告する。
  - (b) ある当事者が、国内養殖生産量が池入れ量に比して不当に大きいことを発見した場合には、当該当事者は当該事案の調査を行い、その結果を他の当事者に報告する。
- (3) うなぎ(成鰻)及びうなぎ調製品の統計の収集
- (a) 各当事者は、権限ある当局と協力してうなぎ(成鰻)及びうなぎ調製品の輸出入量の統計を収集し、当該統計を他の当事者に毎年報告する。
  - (b) ある当事者が、他のエコノミーからの輸入量がうなぎ種苗の池入れ量に比して不当に大きいことを発見した場合には、当該当事者は輸出エコノミーの当事者に報告する。右通報を受け取った場合、当該輸出エコノミーの当事者は事案の調査を行い、その結果を他の当事者に報告する。
  - (c) 当事者は、うなぎ種苗の池入れを制限する活動の効果を改善するための手法について、引き続き協議する。

## 第2 養鰻管理のためのエコノミー内の非政府団体の設立

第1.(1)及び(2)の効果的な実施を確保するため、各当事者は、関連団体(うなぎ養殖業者及び必要な場合は貿易業者を含む。)が、エコノミー内で1つの養鰻管理のための非政府団体(以下「団体」という。)を設立することを慫慂する。

## 第3 国際的な非政府組織の設立

当事者は、第2に基づき設立された団体が、国際的な非政府組織として「持続可能な養鰻同盟(ASEA: Alliance for Sustainable Eel Aquaculture)」を設立することを奨励する。ASEAの詳細は以下のとおり。

### (1) 構成員

---

\*1「池入れ」は、エコノミー内の他の養殖池からの種苗の移転は含まない。

## 第2に基づく団体

### (2) 付託事項

- i うなぎ養殖及び取引に関する情報を交換すること
- ii 第1(1)の目標量を達成するための措置及び同(2)の措置の効率性に関する情報を交換すること
- iii 各構成員の活動をレビューすること
- iv 広報活動について議論すること
- v 必要に応じ、その他の事項を議論すること

### (3) 会合及び意思決定

- i 事務局業務を担当する構成員は、少なくとも1年に1回会合を開催する。
- ii 意志決定はコンセンサス方式による。

### (4) 分担金

- i 参加構成員が負担する旅費を除く会議に係る全ての費用は、接受構成員が負担する。
- ii 当事者又は他の構成員による分担金は生じない。

### (5) 事務局

別段の決定を行う場合を除くほか、

- i 常設の事務局は当分の間設置しない。
- ii 各団体が、交代で事務局を努める。
- iii 全ての構成員による意見の一致が得られる場合には、各団体が費用を負担する常設の事務局を設立することができる。

## 第4 今後の作業

- (1) 当事者は、うなぎの貿易の透明性を向上させるための措置について引き続き議論する。
- (2) 当事者は、うなぎ資源の保存及び管理のための措置を強化するため、引き続き緊密に協力する。このため、当事者は、適当な場合には、法的拘束力のある枠組みの設立の可能性について検討する。